

大阪信用保証協会は、信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、信用保証機能をもって、中小企業者の金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいりました。

今般、平成 28 年度コンプライアンス態勢及び運営状況につきまして、実施状況に係る自己評価を行いました。自己評価にあたりましては、公認会計士・大西寛文氏、関西学院大学大学院経営戦略研究科教授・甲斐良隆氏、弁護士・木部徹之氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

当協会の自己評価の要約とあわせて、「外部評価委員会」の意見をここに公表いたします。

## 1.コンプライアンス態勢

コンプライアンス違反行為の予防と対応のための組織を構築し、コンプライアンスを着実に実践するために、以下のとおり、コンプライアンス態勢を整備しています。また、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンスへの取り組みを実施しています。

1. 体制図（右図のとおり）
2. コンプライアンス委員会

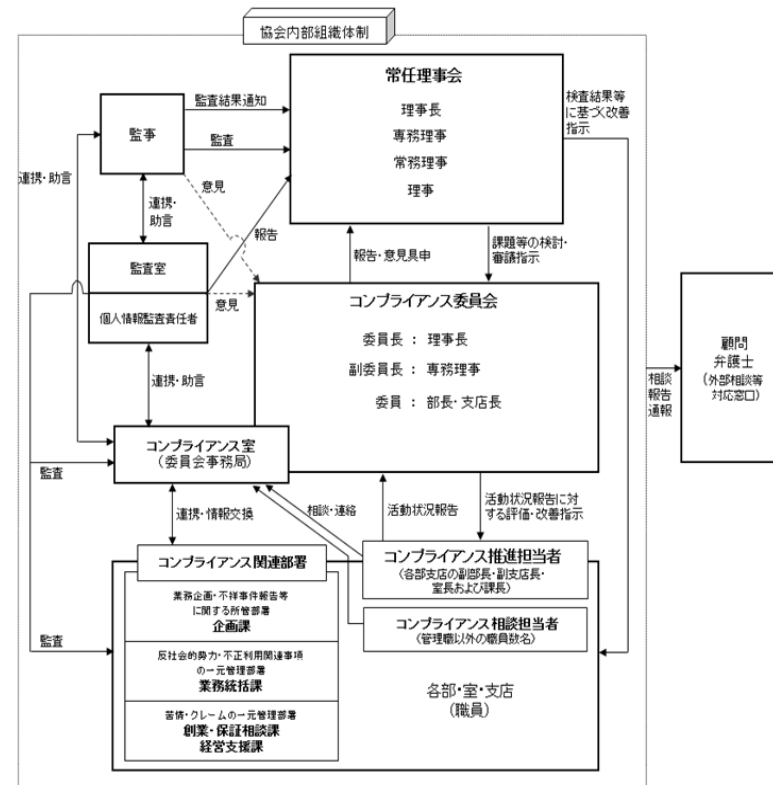
当協会のコンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図ることを目的に、各部支店の部長・支店長をコンプライアンス委員とした、コンプライアンス委員会を設置しています。

3. コンプライアンス推進担当者

各部支店の副部長・副支店長・室長および課長をコンプライアンス推進担当者として配置し、コンプライアンス活動の周知徹底を図っております。

4. 所管部署（コンプライアンス室）

コンプライアンスに関する所管をコンプライアンス室とし、コンプライアンス全般に関する統括と推進を行っています。また、個人情報に係る安全管理に関する事項を担当しています。



## 5. コンプライアンス関連部署

企画課、業務統括課、創業・保証相談課および経営支援課を、職制・事務分掌規程に基づくコンプライアンス関連事項を所管する部署とし、連携・情報交換を図っています。

## 6. コンプライアンス相談担当者

本店および各支店に、管理職以外の職員で構成されるコンプライアンス相談担当者を配置し、職員等からのコンプライアンスに係る相談等に対応しています。

## 7. 外部相談窓口

内部相談窓口（コンプライアンス委員、コンプライアンス推進担当者、コンプライアンス相談担当者、コンプライアンス室）を設置する他に、外部相談窓口（顧問弁護士）を設置し、相談態勢の透明性を確保しています。

## 8. コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引き書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

## 9. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに関する具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス委員会で定期的に進捗状況の把握および達成状況を適切に評価しています。

# 2. コンプライアンス運営状況

## 1. コンプライアンス・プログラムの実施状況

コンプライアンス活動態勢を維持、継続するために、年度初めに策定したコンプライアンス・プログラムに基づき、組織的な活動を行いました。

### 1. コンプライアンス委員会の定期開催

コンプライアンス活動を推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため、当協会のコンプライアンスに係る最高意思決定機関である委員会を年2回開催しました。また、委員会では民間企業のコンプライアンス事例について、委員間で意見交換を行いました。

### 2. コンプライアンス活動報告の作成および評価

四半期ごとにコンプライアンス推進担当者からコンプライアンス室へ提出された活動状況について、コンプライアンス委員会へ報告し、同委員会で評価を経て各部署内にフィードバックすることにより、コンプライアンスに対する意識の浸透・定着を図りました。

### 3. コンプライアンス研修の実施

職場における不正の防止に関する DVD 研修（全職員対象）、パワー・ハラスメントにならない指導のポイントに関する DVD 研修（新任管理職対象）、外部講師によるコンプライアンス研修（コンプライアンス推進担当者対象）をそれぞれ実施しました。

さらに、「ハラスメント被害への対応のあり方」等をテーマにした人権啓発研修（各部署推薦者対象）に参加しました。

### 4. 意識調査の実施

コンプライアンス態勢の浸透度を確認し注意喚起を行い、コンプライアンス意識の維持・継続を図るため、意識調査を実施しました。

### 5. ハラスメント防止への取り組み

ハラスメントが無く自由に意見が言える風通しの良い職場となるよう、ハラスメントの実態を正確に把握し、防止策を講じるためのハラスメント・アンケートを実施しました。

また、相談や報告を受けた場合の対応を円滑に進めるため、コンプライアンス相談担当者を対象に、ハラスメントなどの相談対応に関する意見交換会を実施しました。

さらに、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由としたハラスメントの防止のため、コンプライアンス・マニュアルおよびハラスメント防止ガイドラインの改正を実施しました。

## 2 情報管理への取り組み

### 1. 個人情報保護の徹底

全部署を対象として、個人情報の取扱状況の適否に係る点検を実施し、個人情報の安全管理の徹底に努めました。

また、個人情報安全管理措置要領に基づき、個人情報の取扱いに関する監査を全部署に対し実施した結果、改善が必要と認められる事項はありませんでした。

### 2. システム監査の実施

監査法人の支援を受け、監査室による「システムリスク管理態勢」や「情報セキュリティ管理」等に関するシステム監査を実施した結果、改善を必要とする指摘事項はありませんでした。

今後につきましても、情報の取扱いについては細心の注意を払うとともに、適宜、チェック態勢の強化を図り、適正な管理に努めてまいります。

### 3.外部評価委員会の意見

- コンプライアンス・プログラムにより策定された行動計画を着実に実践することを通じて、コンプライアンス態勢の維持継続に積極的に取組まれました。また、ハラスメントの防止について、研修の実施やコンプライアンス・マニュアルおよびハラスメント防止ガイドラインの改正を行うなどの反復継続的な取組みが良好な職場環境の構築に繋がっていると評価します。
- 監査法人の支援を受け実施したシステム監査において、改善を必要とする指摘事項がなかったことから、情報セキュリティ態勢は整備されていると評価します。

以上